

2024年5月9日

各位

会社名 株式会社 Birdman
代表者名 代表取締役社長 伊達 晃洋
(コード番号:7063 東証グロース)
問合せ先 執行役員 二神 雄揮
(TEL. 03-6865-1322)

第三者割当による新株式発行、第7回新株予約権の発行

並びに親会社以外の支配株主、その他の関係会社、

及び主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、2024年5月9日開催の取締役会において、下記のとおり第三者割当による新株式（以下、「本新株式」といいます。）の発行、第三者割当による第7回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行（以下、これらを総称して「本件第三者割当」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、本件第三者割当により、当社の親会社以外の支配株主、その他の関係会社、及び主要株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 第三者割当による新株式発行及び第7回新株予約権発行

1. 募集の概要

【第三者割当による新株式発行の概要】

(1) 発行株式数	普通株式 1,400,000 株
(2) 発行価額	1 株につき 金 743 円
(3) 発行価額の総額	1,040,200,000 円
(4) 資本組入額	520,100,000 円（1 株につき 371.5 円）
(5) 募集又は割当方法	第三者割当方式
(6) 割当予定先及び割当株式数	株式会社 YourTurn 1,400,000 株
(7) 払込期日	2024年5月27日（月曜日）
(8) その他	上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生

	を条件としております。
--	-------------

【第7回新株予約権の概要】

(1) 割当日	2024年5月27日(月曜日)
(2) 新株予約権の総数	1,900個(新株予約権1個につき1,000株)
(3) 発行価額	総額28,842,000円(新株予約権1個につき金15,180円)
(4) 当該発行による潜在株式数	1,900,000株
(5) 調達資金の額	1,440,542,000円 内訳 新株予約権発行による調達額 28,842,000円 新株予約権行使による調達額 1,411,700,000円
(6) 行使価額	1株当たり金743円
(7) 募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当の方法による 株式会社 YourTurn 1,900個
(8) その他	上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。当社は、割当予定先との間で、払込期日までに募集新株予約権引受契約を締結する予定です。

2. 募集の目的及び理由

(1) 当該資金調達の背景、目的及び理由

当社は広告市場に属するマーケティングトランスフォーメーション事業(以下、MX事業)と、エンタメ・コンテンツ市場で展開するエンターテインメントトランスフォーメーション事業(以下、EX事業)を主幹事業として手掛けています。当社は元々店頭プロモーションに特化した企業として広告・マーケティング・ブランディング領域まで事業を拡張してきましたが、直近はEX事業のテーマの一つである「エンタメのDX化」を目指し、デジタル・テクノロジーやプロダクト開発のノウハウを活かして、アーティストのライブやイベント、ファンとの交流の機会を、オンライン・オフライン問わず、これまでに体験したことのないような新たな価値提供として創出しております。

一方、我が国経済は、ウクライナ情勢の長期化や急速な為替変動により、依然として景気の先行きが不透明な状況が続き、加えて新型コロナウイルス感染症により、人と人との「密」になる状況を大きく制限されておりました。上記感染症によりEX事業における主力事業の一つであるオフラインにおけるライブ事業にも大きな影響が出ておりましたが、感染者数の減少に伴い、社会経済活動が正常化に向かっていくことが期待され、当社の国内外におけるオフラインにおけるライブ事業の活性化が見込まれております。

かかる状況下、当社グループの11期連結会計年度(自2022年7月1日至2023年6月30日)における売上高は当社グループとして過去最高の4,484百万円、営業利益は56百万円、経常利益は42百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は7百万円となりました。

当期事業年度においては、2024年1月2日開催の当社の韓国を中心としたアジアで飛躍するトップ俳優、女優、次世代を担うアーティストが集結する国内最大級の音楽フェスティバル、KROSS vol.3において、当初計画では売上を1,400百万円と当初見込んでおりましたが、チケットの売り上げが当初計画を大幅に下回った結果、2023年12月31日時点における売上を443百万円と大幅下方修正することになりました。

その結果、今期事業年度においては、2023年12月末時点における売上高は1,209百万円、現金及び預金残高は164百万円となりました。金融機関からの短期借入金720百万円、Kross Vol.3に関わる契約負債が285百万円となりました。なお、Kross Vol.3に関わる契約負債が計上された理由は以下のとおりです。前記のKross Vol.3の開催にあたり、当社はその費用の一部である500百万円について、製作委員会契約を数社と締結して賄うこととしました。そして、同契約は当初見込んでいた利益が出ない場合であっても製作委員会契約の出資者に対して95%の返済を保証するというものでした。これがKross Vol.3に関わる契約負債です。その負債はKross Vol.3の売上から返済する予定でした。しかし、売上について、当初想定していたチケットの販売率80%に対して、結果30%を下回ってしまい、大幅な赤字となってしまいました。その結果、500百万円のうち当社出資額以外の350百万円について、95%である332.5百万円の返金義務が発生することとなり、一部は返済しましたが、なお285百万円の残額があります。以上のことから、2024年5月7日付「営業損失の計上に関するお知らせ」に記載のとおり、当第3四半期累計期間において761百万円の営業損失を計上する見込みです。

このように当社は、金融機関への返済金、契約負債の返済を行うことができず、運転資金も枯渇することとなってしまいましたので、現在はその支払を一部保留するなど、資金繰りに重大な懸念が生じております。

さらに、上記の事情により、当第3四半期累計期間において809百万円の債務超過となる見込みであります。なお、この債務超過の状態が事業年度末である2024年6月末までに解消できなかった場合、上場維持基準にかかる改善期間入りとなり、1年が経過する2025年6月末までに純資産の額が正とならない場合には、有価証券上場規程第601条第1項第1号の規定に基づき、上場廃止となる虞れがあります。なお、当第3四半期の決算発表は、5月14日を予定しております。

このような状況の中、仮に資金繰りがショートした場合には、当社の事業継続に支障をきたし、株主の皆様はもとより、債権者をはじめとした利害関係者の信頼を著しく損なう結果となりかねません。また、仮に当社が債務超過により上場廃止になった場合、株主の皆様はもとより、債権者をはじめとした利害関係者の信頼を著しく損なう結果となり、当社の事業継続に支障をきたしかねません。

そこで当社取締役会は、本件第三者割当によって、未払費用の支払いや運転資金を捻出するとともに、将来キャッシュ・フローの改善に向けた施策に生じる費用を調達せざるを得ないと判断いたしました。

加えて、当社は現在本業であるエンターテインメント事業の他に新しく収益の柱となる事業を模索しております。理由といたしましては昨今の新型コロナウイルス感染症の影響によ

り、世界経済全体の不確実性が高まっており、特にエンターテインメント業界においては影響が甚大であったため、コロナウイルス感染者の減少に伴い、オフラインを中心としたライブ事業を始めとする EX 事業は回復傾向に向かうことは想定されるものの、その蓋然性を合理的に見積もることは困難な市場環境にあります。またエンターテインメント事業はフロービジネス（継続性がなく、その都度毎に発生するビジネス）であるケースが多く、また必要資金が増大しがちなハイリスク・ハイリターンという傾向があるビジネスであるため、その他に安定した収益を見込むことができる事業が必要であると考えたからです。そのため、当社としては M&A を検討しており、収益力、キャッシュ・フロー創出能力の高い事業または企業の取得により企業価値向上させるという考えであります。

（その他の資金調達手段の検討）

当社は資金調達にあたり、第三者割当以外の手法による資金調達も勘案しましたが、下記の理由から本件第三者割当を行うことが、当社の財務基盤及び収益基盤の強化に繋がり、また新しい事業の柱として M&A にて新しい企業を当グループに迎え入れることで、中長期的な企業価値向上に資するものと当社は考えており、既存株主にとっても当社にとって最良の選択肢であるとの判断に至りました。

①昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、世界経済全体の不確実性が高まっており、特にエンターテインメント業界においては影響が甚大であったため、コロナウイルス感染者の減少に伴い、オフラインを中心としたライブ事業を始めとする EX 事業は回復傾向に向かうことは想定されるものの、その蓋然性を合理的に見積もることは困難な市場環境にあり、返済が必要な借入資金を充当するのではなく、長期かつ安定的な資金により投資すべきと判断しております。

②当社は現在、複数の銀行からの借り入れを行い、2024年3月31日時点で、合計720百万円となっておりますが、全額事実上返済の猶予を頂いている状況です。そのような状況の中、銀行借入れ、社債発行及び新株予約権付社債等の負債性のある資金調達手段は現実的ではなく、債務超過を解消することもできないため、本件第三者割当のように当社の財務基盤を強化しつつ、収益基盤の強化を実施することができません。

③上記①に伴いまして、外部要因に大きく左右される EX 事業の他に収益力、キャッシュ・フロー創出能力の高い事業または企業を M&A にて取得することとし、その株式購入資金を本件第三者割当にて充当いたします。

④資本金のある資金調達手段として公募増資や株主割当増資については、これらの方法では想定している資金額に到達しない可能性があります。何故なら、公募増資、株主割当増資においては、不特定多数の方に募集をかけることになり、かつ当社は赤字状態が続き、債務超過状態でもあるため一般的な投資魅力に乏しく、引受を頂けるかどうか不明確なためです。

⑤資本金のある資金調達手段として公募増資や株主割当増資については第三者割当による本新株による調達と比較して手続きの準備にかかる期間が長期化します。一方で、現在当社の短期借入金は全て返済の猶予を受けている状態であり、一部について緊急に返済しなければ

なりません。

⑥また、同様に手続が長期化しますと、当期末における債務超過を解消できませんが、第三者割当による新株式の発行であれば当期末までに債務超過の解消が可能です。

以上の理由を勘案し、当社は第三者割当以外の手法による資金調達が適切でないと判断いたしました。

(2) 当該資金調達の方法を選択した理由

本新株式発行の目的である株式の総数 1,400,000 株に対する議決権数は 14,000 個となり、本新株予約権にかかる潜在株式数 1,900,000 株に対する議決権数は 19,000 個となります。したがって本新株式発行及び本新株予約権の発行にかかる合計議決権数は 33,000 個となり、2023 年 12 月 31 日現在の当社の総議決権数 51,161 個に対して 64.50%の希薄化が生じ、株式価値の希薄化につながるようになります。既存株主の皆様におきましては、大幅に株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、大規模な 1 株当たりの希薄化が生じることから、株価の下落により、既存株主の皆様の株式価値が一時的に低下する可能性があると考えております。

しかしながら、①「(その他の資金調達手段の検討)の①から⑥」に記載の通り、当社には多額の資金調達の必要性が認められるところ、本件第三者割当の発行規模は、大規模ではあるものの、あくまで当社として資金繰り、未払債務の支払、および今後の経営基盤と、収益性の改善を行うために必要不可欠と考える規模の資金調達の実現のために必要な規模に設定されていること、②割当予定先に対する本件第三者割当は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達手法と考えられること、③本件第三者割当についても、当社の置かれた厳しい財務状況ならびに株式会社 YourTurn からの条件が下記のとおり好条件であったこと④その他にもさらに有利な条件、例えば新株予約権ではなく新株のみの募集や、さらに資金の余裕がある先を探し、複数の投資家と面談しましたが、株式会社 YourTurn よりも好条件の候補先がなかったことに鑑み、当社にとって現時点で最善の条件であることから、本件第三者割当によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本件第三者割当を実行することには合理性が認められると考えております。

(株式会社 YourTurn からの条件)

- ①総額 25 億円規模の出資を一社で賄うこと
- ②そのうち 10 億円を目処に新株式、残りを新株予約権としたいこと
- ③新株式および新株予約権の行使額については株価を基準として少額のディスカウントでよいこと
- ④新株予約権についてはコミットメントを付して良いとのこと
- ⑤新株予約権行使により保有する議決権が増加する結果として総議決権の三分の一を超過することがないように、保有株式を適宜売却すること
- ⑥投資資金から収益力、キャッシュ・フロー創出能力の高い事業を M&A をすることで、当社グループ全体の価値を向上させ、もって株価を高めること

また、本新株式に加え本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数 3,300,000 株に対

して、当社株式の2024年5月8日時点から過去6ヶ月間における1日あたり平均出来高は、159,751株であり、1日あたり平均出来高は最大交付株式数の4.84%であります。本新株式及び本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数3,300,000株を行使期間である2年間（245日／年間営業日数で計算）で売却すると仮定した場合の1日当たりの株式数は13,469株となり、上記1日あたりの平均出来高の8.43%となります。また、株式会社YourTurnの保有目的は純投資目的であり、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する方針であり、かつ売却をすることで行使資金を一部賄う計画であるとのことです。そのため、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、当社の株価に影響を与える恐れがありますが、当社は割当予定先に対して当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを本件第三者割当にかかる総数引受契約にて約束して頂いております。また、交付した株式が適時適切に市場で売却されることにより、当社株式の流動性向上に資することが期待されます。

なお、新株予約権は、新株予約権が行使されない場合には当社の調達資金が減少するおそれがあります。そして行使については、当社の株価、市況、割当先の意向等に左右されます。よって、新株予約権は短期間に確実に調達できる手段とは言えないものです。しかしながら、本件第三者割当において、本新株式に加えて本新株予約権を併せて発行することとしました。その理由は、割当予定先である株式会社YourTurnより、総額25億を要する増資になることはご理解いただいているものの、一部を新株予約権でなければお引き受け頂けないと言われたためであります。ただし、後述する「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、ブリッジローン返済およびM&A費用に満つるまでの総額7億円については新株予約権発行時より三ヶ月以内に行使をすることを本新株予約権にかかる総数引受契約にて約束頂いております。本新株式をお引き受けくださっていることと、当該コミットメントがあるため、その調達資金により財務体質の改善及び債務超過の解消を見込めることから、多少の時間的余裕を持てることとなったため、新株予約権を併用することとした次第です。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（1）調達する資金の額

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,480,742,000	127,600,000	2,353,142,000

- （注）1. 払込金額の総額は、本件第三者割当による本新株式発行による調達額及び本新株予約権による調達額を合算したものです。
2. 本件第三者割当による本新株式発行により調達する額は1,040,200,000円です。
3. 本件第三者割当による本新株予約権の発行により調達する額は、本新株予約権の発行価額の総額28,842,000円に、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合に出資される財産の価額1,411,700,000円の合計1,440,542,000円です。
4. 上記差引手取概算額は、払込金額の総額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額を示しております。なお、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場

合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合、払込金額の総額及び発行諸費用の概要額、差引取得概算額は減少します。

5. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用、新株予約権の算定費用、弁護士費用、アドバイザー報酬及びその他諸経費であります。なお、合同会社revive（所在地 東京都中央区八丁堀4-9-13、代表社員 西尾昌樹）との間で、本件第三者割当に関して2023年12月26日にファイナンシャルアドバイザー契約を締結しており、その報酬額121,000,000円（税込）を含んでおります。

（2）調達する資金の具体的な用途

本新株式及び本新株予約権により取得する資金の用途は次のとおりです。

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 金融機関への短期借入金返済(1)	540	2024/5～2024/6
② ブリッジローンの返済 (1)	400	2024/5～2024/6
③ ブリッジローンの返済 (2)	100	2024/5～2024/9
④ 新規事業進出のためのM&A資金	600	2024/5～2024/9
⑤ 契約負債の返済	285	2024/5～2025/12
⑥ 金融機関への短期借入金返済(2)	190	2024/5～2026/6
⑦ 運転資金	238	2024/5～2026/6

- (注)
1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。
 2. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合、払込金額の総額及び発行諸費用の概要額、差引取得概算額は減少します。
 3. 資金用途優先順位は①から順とし、本新株式および本新株予約権払込による手取金の資金用途を①から②まで、本新株予約権行使による手取金の資金用途を③から⑦までとします。新株予約権の一部が未行使となった場合には、調達実現額に応じて⑤から⑦までを縮小いたします。なお、引受先との間の新株予約権にかかる総数引受契約において、③④の必要資金について新株予約権発行時より三ヶ月以内に行使をすることを約束いただいております。
 4. なお、資金用途の優先順位において、金融機関債務および契約負債の返済について、事実上の猶予状態であり緊急性が高いにもかかわらず、M&A資金を優先する理由は以下のとおりです。第一に、前述「2. 募集の目的及び理由（2）当該資金調達の方法を選択した理由」に記載のとおり引受先からの投資条件として、「投資資金から収益力、キャッシュフロー・フロー創出能力の高い事業のM&Aをすることで、当社グループ全体の価値を向上させ、もって株価を高めること」が付されています。第二に、第一に記載した条件のために、必要な資

金に満つるまで新株予約権を行使することを、新株予約権にかかる総数引受契約にて約束いただいております。第三に金融機関については、特に強く返済を求められている額について第一順位にて新株式により返済を行うことの反面で、残額については猶予を頂けるようお願いをしており理解を得られております。第四に契約負債については関係が良好であり本件第三者割当増資の開示を条件に、新株予約権の行使まで猶予を頂ける内諾を頂戴しております。

(本新株式および本新株予約権払込による手取金の資金使途)

① 金融機関へ短期借入金返済(1)

当社は、以下のとおり2024年3月31日時点で、合計720百万円の短期借入残高があります。また、下記のとおりその主要部分についてその返済期限を経過しており、現在は事実上返済を猶予して頂いている状況であり、早急な返済を求められております。しかしながら、当社は、現在の資金繰り上、返済に必要な資金がなく、短期の営業キャッシュ・フローによっても捻出することができません。

よって、金融機関からの短期借入金の返済を本第三者割当増資によるものとし、うち、金融機関より優先的に返済を求められている540百万円に関しては本新株式による調達にて充当いたします。

名称	借入経緯	借入額 (百万)	借入期間	利率	担保	実際の使途	残高 (百万)
りそな銀行	融資枠内の運転資金借入	500	2024/4/6 ~4/12 (1日毎更新)	0.79%	無	運転資金	450
三井住友銀行	融資枠内の運転資金借入	200	2024/4/6 ~4/12 変更 4/12 ~4/19	0.62% (変動)	無	運転資金	180
島根銀行	イベント支払	100	~2024/5/31	3.30%	無	運転資金	90
合計		800					720

② ブリッジローンの返済(1)

当社は、2024年2月に、2024年2月13日開示「資金の借入れに関するお知らせ」で公表されています通り、当社の運転資金への充当のため、株式会社豊崎会計事務所より500百万円の借入を行いました。経緯としましては、当社の運転資金が逼迫する中で本第三者割当増資を含め、合同会社reviveにファイナンシャ

ルアドバイザーを依頼しておりましたが、2月末の資金繰りに窮したため、合同会社reviveの西尾氏より、株式会社豊崎会計事務所の紹介を受け、下記の条件で借入を実行いたしました。その後、契約期限である2024年3月31日となっても返済ができなかったため、同年6月30日まで期限を延長いただき、同時に借入金利を引き下げ頂きました。

しかしながら、依然として、当社の現在の営業キャッシュ・フローにて返済することが困難であるため、本新株式による調達にて、うち400百万円返済いたします。

	借入額 (百万)	借入期間	利率	担保	実際の 用途	残高 (百万)
変更前	500	2024/2/28 ~3/31	12%	無	運転 資金	500
延長後	同	~6/30	6%	同	同	同

(本新株予約権の行使による手取金の資金用途)

③ ブリッジローンの返済(2)

上記②にて返済した分の残額に関して、本新株予約権が行使され次第、返済に充当いたします。なお、③ブリッジローンの返済(2) および④新規事業進出のためのM&A資金については、新株予約権発行後速やかに必要額の行使をすることを本件第三者割当にかかる引受契約（以下「本件引受契約」という）にて約束して頂いております。

④ 新規事業進出のためのM&A資金

当社は新しい事業への進出のために、収益力、キャッシュ・フロー創出能力の高い事業または企業の取得のM&Aをすることとし、もって当社グループ全体の価値を向上させます。

現時点で決定した案件はございませんが、有力な候補先があり、当該企業の株式取得による当社グループへの参加の実現のために協議を重ねております。

なお、手取金の用途としては、出資あるいは買収金額に加え、弁護士費用等諸経費を見込んでおります。今後具体的な資金用途が確定した場合には、適切に開示いたします。

なお、③ブリッジローンの返済(2) および④新規事業進出のためのM&A資金については、新株予約権発行後速やかに必要額の行使をすることを本新株予約権にかかる総数引受契約にて約束して頂いております。

⑤ 契約負債の返済

2024年1月に開催したKROSS vol.3に関し、現在、製作委員会出資者への返金債務が285百万円あり、本新株予約権が行使による調達金により返済する予定です。

経緯としましては、前記の KROSS vol.3 の売上について、当初想定していたチケットの販売率 80%に対して、結果 30%を下回ってしまい、大幅な赤字となってしまいました。

そして、KROSS vol.3 の費用の一部である 500 百万円について、当社は製作委員会契約を締結しておりましたが、同契約は当初見込んでいた利益が出ない場合であっても製作委員会契約の出資者に対して 95%の返済を保証するというものでした。その損失を運転資金で埋めようと考え、一部は返済しましたが、なお 285 百万円の残額があります。

内訳は以下のとおりです。

出資者	残契約負債額
A社	190百万円
B社	95百万円
合計	285百万円

なお、本新株予約権の行使がなされず、資金調達ができなかった場合には、営業キャッシュ・フローから捻出できるように尽力するとともに、新たな金融施策を検討致します。また、当該契約負債は期限の定めのない債務であり、現在は事実上猶予を頂いている状態ですが、本件第三者割当増資の開示を条件に、新株予約権の行使まで返済猶予をいただける内諾を頂戴しております。

⑥ 金融機関へ短期借入金返済(2)

上記①にて返済した金融機関の短期借入金の残額を、本新株予約権の行使による調達金により返済する予定です。なお、前記資金使途①のとおり、短期借入金について、現在は事実上猶予を頂いている状態ですが、特に強く返済を求められている額について第一順位にて新株式により返済を行うことの反面で、残額については猶予を頂けるようお願いをしており理解を得られております。返済猶予の詳細については、本件第三者割当の効力発生後に再度協議を行う予定です。

⑦ 運転資金

当座必要となる支出（給与手当、法定福利費、地代家賃、旅費交通費、業務委託費などの経常的な費用）に充当いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

前述の「2. 募集の目的及び理由（1）当該資金調達の背景、目的及び理由」に記載のと

おり、当社は本件第三者割当によって債務超過による上場廃止リスクを解消するとともに、金融機関への返済金および契約負債の返済資金という要請は、必要性・緊急性ともに極めて高く、一定規模の資金調達が必要であります。

また、今回の資金調達は返済資金の他に新規事業への投資と観点からも当社にとって必要不可欠なものであると考えております。今このタイミングで新規事業への投資が不可欠だと判断している理由として、上記2. 募集の目的及び理由(1)当該資金調達の背景、目的及び理由でも記述しましたが、コロナウイルス感染症の影響により、現在の当社の主幹事業の一つであるEX事業に多大な影響を及ぼしましたが、感染者数減少により業績は回復傾向にあるものの、その蓋然性を合理的に見積もることは困難な市場環境であります。またEX事業はフロービジネスであり、現在の市場環境の中で、安定した収益を生み出すことは容易ではないと判断しております。そのため、当社はM&Aを検討しており、収益力、キャッシュ・フロー創出能力の高い事業または企業の取得により企業価値向上させるという考えであります。

一方で大規模な発行であり、既存株主の皆様には希薄化による影響を与えるものでありますが、債務超過およびキャッシュ・フロー枯渇のリスク解消により当社の株式価値の毀損を防ぐとともに、自己資本比率を高め財務体質を改善し、安定的な事業運営を行えるようになること、さらにM&Aによる取得事業の収益により、中長期的なこの希薄化を補う株式価値の向上につながり、株主の皆様の利益に資するものと考えられることから、かかる資金使途は合理的であると判断しました。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株式

当社は、割当予定先である株式会社 YourTurn との間で、本件第三者割当により発行する新株式の払込金額について協議を重ねた結果、本新株式の発行価額 1 株あたり 743 円に決定いたしました。本新株式の発行価額の算定方法は、本件第三者割当にかかる取締役会決議日(以下、「本取締役会決議日」といいます。)の直前営業日である 2024 年 5 月 8 日の東証における当社株式の終値(以下、「終値」といいます。) 816 円に対しては、8.95%のディスカウント、当該直前取引日までの 1 ヶ月間の終値平均である 1,126 円から 34.02%のディスカウント、当該直近取引日までの 3 ヶ月間の終値平均である 1,148 円から 35.29%のディスカウント、当該直近取引日までの 6 ヶ月間の終値平均である 1,124 円から 33.87%のディスカウントとなっております。よって、本新株式の発行価額(1 個当たり 743 円)は、会社法 199 条第 3 項に規定される割当予定先にとって特に有利な金額に該当いたしません。なお、本日開催の当社取締役会に出席した当社監査等委員会(3 名ともに社外監査等委員)の見解、及び特別委員会の意見書から、有利発行でないことについて異論がない旨の意見が述べられております。

② 本新株予約権

当社は、割当予定先である株式会社 YourTurn との間で、本件第三者割当により発行する本新

株予約権の払込金額及び実行額について協議を重ねた結果、本新株予約権の発行価額（1個当たり15,180円）に決定いたしました。

本新株予約権の発行価格の公平性の検討にあたって、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権の総数引受契約に定められた諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町丁目11番28号、代表取締役 能勢 元）に本新株予約権の発行価額の公正価値算定を依頼し、2024年5月8日付で新株予約権価値算定報告書（以下、「本新株予約権価値算定報告書」といいます。）を取得しております。本新株予約権価値算定報告書では、公正価値評価（株価：816円（2024年5月8日終値）、ボラティリティ：63.23%（・2022年4月-2024年4月の月次株価を利用し年率換算して算出。）、リスクフリーレート：0.279%（・2026年6月20日償還の国債レート）、配当率：0%、リスクプレミアム：9.1%）を実施し、本新株予約権1個につき15,180円との結果を得ております。

よって、本新株予約権の発行価額（1個当たり15,180円）は、価値評価を実施した上での適正価格であると考え、会社法第239条第2項第1号に規定される割当予定先にとって特に有利な条件に該当いたしません。

さらに、本新株予約権の行使価額については、743円といたしました。本新株予約権の行使価額の算定方法は、本件第三者割当にかかる本取締役会決議日の直前営業日である2024年5月8日の東証における当社株式の終値（以下、「終値」といいます。）816円に対しては、8.95%のディスカウント、当該直前取引日までの1ヶ月間の終値平均である1,126円から34.02%のディスカウント、当該直近取引日までの3ヶ月間の終値平均である1,148円から35.29%のディスカウント、当該直近取引日までの6ヶ月間の終値平均である1,124円から33.87%のディスカウントとなっております。よって、本新株予約権の行使価額も、第239条第2項第1号に規定される割当予定先にとって特に有利な条件に該当いたしません。なお、本日開催の当社取締役会に出席した当社監査等委員会（3名ともに社外監査等委員）の見解、及び特別委員会の意見書から、有利発行でないことについて異論がない旨の意見が述べられております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式発行の目的である株式の総数1,400,000株に対する議決権数は14,000個となり、本新株予約権にかかる潜在株式数1,900,000株に対する議決権数は19,000個となります。したがって本新株式発行及び本新株予約権の発行にかかる合計議決権数は33,000個となり、2023年12月31日現在の当社の総議決権数51,161個に対して64.50%の希薄化が生じ、株式価値の希薄化につながるようになります。

しかしながら、①当社には多額の資金調達の実現性が認められるところ、本件第三者割当の発行規模は、大規模ではあるものの、あくまで当社として債務超過の解消、資金繰り、未払債務の支払、および今後の経営基盤と、収益性の改善を行うために必要不可欠と考える規模の資金調達の実現のために必要な規模に設定されていること、②割当予定先に対する本件第三者割当は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達手法と考えられ

ること、③本件第三者割当についても、当社の置かれた厳しい財務状況ならびに株式会社 YourTurnからの条件が好条件であったこと、④その他にもさらに有利な条件、例えば新株予約権ではなく新株のみの募集や、さらに資金の余裕がある先を探し、複数の投資家と面談しましたが、株式会社YourTurnよりも好条件の候補先がなかったことに鑑み、当社にとって現時点で最善の条件であることから、本件第三者割当によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本件第三者割当を実行することには合理性が認められると考えております。

また、本新株式に加え本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数3,300,000株に対して、当社株式の2024年5月8日時点から過去6ヶ月間における1日あたり平均出来高は、159,751株であり、1日あたり平均出来高は最大交付株式数の4.84%であります。本新株式及び本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数3,300,000株を行使期間である2年間（245日／年間営業日数で計算）で売却すると仮定した場合の1日当たりの株式数は13,469株となり、上記1日あたりの平均出来高の8.43%となります。また、株式会社YourTurnの保有目的は純投資目的であり、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する方針であり、かつ売却をすることで行使資金を一部賄う計画であるとのことです。そのため、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、当社の株価に影響を与える恐れがありますが、また、交付した株式が適時適切に市場で売却されることにより、当社株式の流動性向上に資することが期待されます。

6. 割当予定先の選定理由等

a 割当予定先の概要	
名称	株式会社 YourTurn
本店の所在地	大阪府大阪市天王寺区上本町九丁目 5 番 14 号
代表者の役職・氏名	代表取締役 鶴原 智也
事業内容	不動産売買、仲介、コンサルティング業務、開発、投資業
資本金	100 千円
設立年月日	2023 年 1 月 11 日
発行済株式数	10 株
決算期	12 月
従業員数	1 名
主要取引先	Your Turn Inc. (米国)
主要銀行	住信 SBI ネット銀行
大株主及び持株比率	鶴原 智也 (100%)
b 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

割当予定先の最近3年間の経営成績及び財政状態		(単位：1,000円)
決算期	2023年12月期	
純資産	18,901	
総資産	142,954	
1株当たり純資産(円)	1,890,159.7	
売上高	0	
営業利益	△2,861,758	
経常利益	28,183	
当期純利益	18,801	
1株当たり当期純利益(円)	1,880,159.7	

(注) 1. 2023年1月11日設立の為、第1期の決算のみ記載しています。

当社は、割当予定先である株式会社YourTurnならびに割当予定先の役員及び主な出資者について、暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(住所:東京都港区赤坂二丁目16番6号 代表取締役羽田寿次)に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先の関係者が反社会的勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。

以上のことから、当社は、割当予定先ならびに割当予定先の役員及び主な出資者が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東証に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、出資の方法及び内容に関しては、当社にとって最も有利な条件での資金調達の実現に向けて、複数のスポンサー候補との間で、当社の経営環境、財務状況、資金需要、株価の状況等を踏まえて、約半年にわたって、協議を行いました。また、ファイナンシャルアドバイザーであり合同会社reviveの西尾氏とは当社監査等委員である五十部紀英氏による紹介により、2023年10月頃から適宜、増資に関する法的手続・適時開示手続に関する相談、書面作成補助など全般の補助を受けました。

そして、西尾氏より2023年12月末に株式会社YourTurnの紹介を受けました。株式会社YourTurnは、不動産売買、仲介、コンサルティング業務、開発、投資業を行っている会社です。また、株式会社YourTurnの関連会社であるYour Turn Inc.(1136 Union Mall #405 Honolulu HI96813 USA 代表者 鶴原智也)は、ハワイを中心とした米国の不動産や企業のM&Aの仲介及びコンサルティングを行っている会社であり、株式会社YourTurnはYour Turn Inc.の日本国内での不動産や投資事業を進めるために設立した会社であります。同社は、西尾氏の以前からの顧客であり、西尾氏の紹介により、西尾氏がファイナンシャルアドバイザーを務めた株式会社海帆(証券コード3133、東京証券取引所グロース市場)の新株予約権を、2023年7月25日に同新株予約権の引受先であるTB1株式会社より譲り受けています。

当社は株式会社YourTurnに当社の窮状と資金調達の引受のお願いをし、2024年1月から協議を重ねて参りましたところ、株式会社YourTurnより、①総額25億円規模の出資を一社で賄うこと②そのうち10億円を目処に新株式、残りを新株予約権としたいこと③新株式および新株予約権の行使額については株価を基準として少額のディスカウントでよいこと④新株予約権については当社より相当期間を付して行使依頼をし、行使がされない場合には新株予約権を当社が取得して良いとのこと⑤新株予約権行使により保有する議決権が増加する結果として総議決権の三分の一を超過することがないように、保有株式を適宜売却することを約束する⑥投資資金から収益力、キャッシュ・フロー創出能力の高い事業をM&Aをすることで、当社グループ全体の価値を向上させ、もって株価を高めること等の提案を頂きました。

これらは当社としては有利な条件であり、財務体質の安定化を図りながらも、「変革」のための成長資金の調達に繋がるため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況を解消又は改善することに資することになると考え、当社は株式会社YourTurnに対して本件第三者割当を行うことを決定いたしました。よって、今回の第三者割当増資は、当社の中長期的な企業価値を向上させ、株主の皆様の利益に資するものと判断しております。

(3) 割当予定先の保有方針

本新株式及び本新株予約権の割当予定先である株式会社YourTurnの保有目的は純投資目的であり、本新株式および本新株予約権の行使により取得する当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する方針であるとのことです。本新株発行分を売却する場合には、当社へ書面にて報告頂くこと、当社が当該報告内容を東証に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、本株式にかかる総数引受契約にて約束して頂いております。なお、新株予約権行使により保有する議決権が増加する結果として総議決権の三分の一を超過することがないように、保有株式を適宜売却することを本新株予約権にかかる総数引受契約にて約束して頂いております。

また、新株予約権については、基本的に行使するまで保有する方針ですが、良い条件の提示があり、かつ当社の取締役会の承諾が得られた場合には売却する可能性もあるとのことです。

なお、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を譲渡する場合には、本新株予約権にかかる総数引受契約において当社取締役会の事前承認を要する旨の制限が付されております。また、当該当社取締役会における承認の前に、当社において譲受人の本人確認、反社会的勢力と関わりがないことの確認、行使にかかる払込原資の確認、本新株予約権の保有方針の確認を行います。さらに、承認に当たっては、譲受人に対して、本新株予約権の引受契約にかかる行使制限等の権利義務について、譲渡に取締役会の承認が必要であるという制限を含め、譲受人が引継ぐことを条件に、承認の可否を判断する予定です。また、当社取締役会において本新株予約権の譲渡を承認した場合には、当該内容を開示いたします。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

①株式会社 YourTurn

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、本第三者割当に必要な資金を保有しておりません。株式会社YourTurnの証券会社口座には、本第三者割当に必要な資金に等しい残高があることが確認されましたが、同社が当社以外の会社の第三者割当増資について引受を行ったことから、同口座の残額では本第三者割当に必要な資金には不足することとなります。

しかしながら、①すでに株式会社海帆で行った実績があるように、投資資金が不足した場合には、必要額を関連会社であり鶴原氏が代表を務めるYour Turn Inc.からの資金拠出される旨の契約を本第三者割当が当社取締役会にて決定し次第締結する予定であること、および、②当該資金拠出の原資がYour Turn Inc.の自己資金であること③本新株約権の行使により取得する当社普通株式を市場で売却し、売却資金をもって、権利行使を繰り返す方針であることの説明を鶴原氏より、当社代表取締役である伊達が口頭にて確認しております。それを裏付ける証拠として、①についてはYour Turn Inc.との資金拠出契約書のドラフトを頂戴しており、②については、本新株式および新株予約権価額を超える残高のYour Turn Inc.の複数時点での預金残高証明書の写し（2024年1月31日、同年2月28日、同年3月31日、および同年4月30日時点）と、2022年および2023年のYourTurnInc.の米国法人税申告書を受領し、当該残高が自己資金であることを確認しております。

以上のことから、資金調達の確実性があり、本新株予約権の発行及び行使における払込みについては、問題ないと判断いたしました。

なお、本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降、当社から割当された者に対し相当期間を付して新株予約権の行使を催告しても、割当された者が行使しなかった場合において、当社取締役会が取得する日（以下、「取得日」という。）を定めた場合、当社は、当該取得日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき発行価額と同額である15,180 円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又はそのうちの一部を取得することができる旨の特約を本新株予約権にかかる総数引受契約に付しております。

(5) その他重要な契約等

該当事項はありません。

7. 募集後の大株主及び議決権比率

(1) 本新株割当後の株主の持株数と持株比率

募集前（2023年12月31日）	募集後
------------------	-----

伊達晃洋	42.80%	伊達晃洋	33.61%
有限会社 T	11.73%	株式会社 YourTurn	21.49%
野村信託銀行株式会社（投信口）	9.98%	有限会社 T	9.21%
石原直幸	1.56%	野村信託銀行株式会社（投信口）	7.84%
三宅康之	1.51%	石原直幸	1.23%
瓜生健太郎	1.47%	三宅康之	1.18%
成富直行	1.43%	瓜生健太郎	1.15%
玉塚元一	1.18%	成富直行	1.12%
大熊幹紀	1.07%	玉塚元一	0.92%
株式会社ワンセンチュリーカンパニー	0.63%	大熊幹紀	0.84%

- (注) 1. 上記の割合は、小数第3位を四捨五入して算出しております。
2. 募集前の持株比率については、2023年12月31日現在の株主名簿に基づき、算出しております。
3. 募集後の大株主及び持株比率については、今回の割当予定先以外は2023年12月31日現在の株主名簿から変更がないものとして算出しております。

(2) 新株予約権が全部行使された後の株主の持株数と持分比率

募集前（2023年12月31日）		募集後	
伊達晃洋	42.80%	株式会社 YourTurn	39.21%
有限会社 T	11.73%	伊達晃洋	26.02%
野村信託銀行株式会社（投信口）	9.98%	有限会社 T	7.13%
石原直幸	1.56%	野村信託銀行株式会社（投信口）	6.07%
三宅康之	1.51%	石原直幸	0.95%
瓜生健太郎	1.47%	三宅康之	0.91%
成富直行	1.43%	瓜生健太郎	0.89%
玉塚元一	1.18%	成富直行	0.87%
大熊幹紀	1.07%	玉塚元一	0.72%
株式会社ワンセンチュリーカンパニー	0.63%	大熊幹紀	0.65%

- (注) 1. 上記の割合は、小数第3位を四捨五入して算出しております。
2. 募集前の持株比率については、2023年12月31日現在の株主名簿に基づき、算出しております。
3. 募集後の大株主及び持株比率については、今回の割当予定先以外は2023年12月31日現在の株主名簿から変更がないものとして算出しております。

8. 今後の見通し

本件第三者割当による2024年6月期の業績に与える影響は精査中ではありますが、少なくとも本件第三者割当による発行費用として、127百万円の販売管理費の増加が予定されております。また、調達資金を用いて財務体質の改善および債務超過の解消を見込んでおります。

来期以降の事業計画に関しては、現時点においては未定であり、今後開示すべき事項が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達は、希薄化率が25%以上になることから、東証の定める有価証券上場規程第432条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当にかかる株主総会決議などによる株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。

当社は、株式の発行を伴うものの、現在の当社の財務状況及び迅速に本第三者割当による資金調達を実施する必要があることを鑑みると、本第三者割当にかかる株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでに日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者による特別委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手することといたしました。

当社は、当社及び割当予定先との間に利害関係のない社外有識者である石原一樹弁護士（渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 所在地：東京都千代田区内幸町2-2-2）、松本泰典弁護士（同法律事務所）および、三浦悠佑弁護士（同法律事務所）の3名によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）に、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2024年5月8日付にて入手しております。

なお、本特別委員会の意見の概要は以下の通りです。

第1 はじめに

株式会社 Birdman（以下「当社」という。）は、株式会社 YourTurn（以下「YourTurn」という。）に対する第三者割当による新株式発行（以下「本新株発行」という。）及び第三者割当による新株予約権の発行（以下「本新株予約権発行」といい、本新株発行及び本新株予約権発行をまとめて「本第三者割当」という。）を実施予定であるところ、その実施による当社株式の価値の希薄化率は、発行済みの新株予約権の一部の潜在株式分も合わせ64.50%となり、有価証券上場規程第432条に規定されている希薄化率25%を超えることから、2024年2月26日、株式会社 Birdman 特別委員会（以下「当委員会」という。）を設置して、当委員会に対し、同条第1号に基づき、本第三者割当の必要性及び相当性を検討の上、意見を提出することを諮問した。

本意見書は、当委員会における検討結果を踏まえ、本第三者割当の必要性及び相当性に関する当委員会の意見を述べるものである。

第2 結論

本第三者割当には必要性が認められ、その発行方法、発行条件及び割当先の選定はいずれも相当であり、かつ、希薄化の規模も合理的な範囲内のものと認められる。

第3 当委員会の構成

当委員会の構成は以下のとおりである。

委員長	石原一樹（渥美坂井法律事務所パートナー弁護士）
委員	三浦悠佑（渥美坂井法律事務所パートナー弁護士）
委員	松本泰典（渥美坂井法律事務所アソシエイト弁護士）

石原委員長及び松本委員は、当社が当社の支配株主である当社代表取締役伊達晃洋から借入れを行うことについての2024年2月1日付取締役会決議にあたり、当該決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見書作成を受任したことを除き、当社から業務を受任したことはなく、三浦委員は当社から業務を受任したことはなく、当社と何ら利害関係を有していない。

したがって、当委員会は、有価証券上場規程第432条第1号規定の「経営者から一定程度独立した者」に該当する。

第4 本第三者割当の概要

<新規発行株式>

1 払込期日	2024年5月27日
2 発行新株式数	普通株式 1,400,000 株
3 発行価額	普通株式 1 株につき金 743 円
4 払込金額	1,040,200,000 円
5 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により YourTurn に 1,400,000 株を割り当てる

<新規発行新株予約権証券（第7回新株予約権証券）>

1 割当日	2024年5月27日
2 新株予約権の総数	1,900 個（新株予約権 1 個につき 1000 株）
3 発行価額	新株予約権 1 個につき 15,180 円（新株予約権の目的である株式 1 株当たり 15.180 円）
4 当該発行による潜在 株式数	普通株式 1,900,000 株
5 払込金額	1,440,542,000 円 (内訳) ・新株予約権発行分 28,842,000 円

	・新株予約権行使分	1,411,700,000 円
6	行使価額	743 円
7	割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により YourTurn に 1,900 個を割り当てる

第5 本第三者割当の必要性について

1 債務超過であり、資金繰りが逼迫していること

当社は、当第3四半期累計期間において2024年3月末時点で営業損失7億6100万円を計上し、8億900万円の債務超過となる見込みとのことである。

そのうち、当社は、同月末時点で合計7億2000万円の短期借入残高があり、6億3000万円について返済期限を経過しており、現在は事実上返済を猶予して頂いている状況であり、早急な返済を求められている。

このほか、ブリッジローンとしての借入れ5億円の返済債務、2024年1月2日開催のKROSS vol.3における契約負債2億8500万円の支払い債務を有する。

しかし、現在の資金繰り上、返済・支払いに必要な資金がなく、短期の営業キャッシュ・フローによっても捻出することができない状況である。

この債務超過の状態が事業年度末である2024年6月末までに解消できなかった場合、上場維持基準に係る改善期間入りとなり、1年が経過する2025年6月末までに純資産の額が正とならない場合には、有価証券上場規程第601条第1項第1号の規定に基づき、上場廃止となるおそれがある。仮に上場廃止となった場合、株主、債権者をはじめとした利害関係者に多大な損害を与えてしまう可能性があることから、資金調達によりこれを解消する必要がある。

2 安定した収益が見込める新規事業構築が不可欠であり、その資金が必要であること

当社の収益の柱であるエンターテインメント事業は、2024年1月2日開催の、韓国を中心としたアジアで飛躍するトップ俳優、女優、次世代を担うアーティストが集結する国内最大級の音楽フェスティバルであるKROSS vol.3において、当初チケット売上を14億円と当初見込んでいたものの4億4300万円にとどまったように、環境的な要因によってチケット売り上げが上下し、また、必要資金が増大しがちなハイリスク・ハイリターンという傾向があるビジネスであるため、その他に安定した収益が見込める新規事業構築が不可欠である。

そこで、当社はM&Aを検討しており、収益力、キャッシュ・フロー創出能力の高い事業または企業を得て当社事業の柱の一角とする計画であるとのことであり、その投資資金を要する。

4 本第三者割当の必要性

上記のとおり、現時点で当社は支払い債務を一部留保するなど、資金繰りに重大な懸念が生じており、この支払いができないと事業継続に支障をきたし、株主や債

権者等の利害関係人に多大な損害を与え、信頼を著しく損なう結果となりうる。また、エンターテインメント事業と共に軸となる事業を構築することが不可欠であり、成長戦略への投資が不可欠である。

よって、本第三者割当により短期借入金、未払費用の支払い原資や当面の運転資金及び成長戦略のための投資資金を可及的速やかに調達する必要性が認められる。

第6 本第三者割当の相当性

1 発行方法の相当性（他の資金調達手段との比較）

一般的に、資金調達の方法としては、第三者割当増資のほかに、銀行借入、社債の発行、新株予約権付社債の発行、公募増資等があり得るものの、可及的速やかに確実な方法を選択すべきであることを考慮し、本件資金需要のための資金調達の方法として、本第三者割当を選択することは相当と認められる。

（1）銀行借入、社債、新株予約権付社債の発行

当社は現在、複数の銀行からの借り入れを行い、2024年3月末時点における金融債務の残高は短期借入金7億2000万円となっており、その主要部分が事実上返済の猶予されている状況である。そのような状況の中、銀行借入れ、社債発行及び新株予約権付社債等の負債性のある資金調達手段は、債務超過を解消するには適切ではないと考えられる。

また、本件資金需要は、中長期的な財務基盤、収益基盤の強化を図るものであるから、その投資回収は長期にわたる可能性があるのに対し、銀行借入や社債の発行による資金調達の場合、短期的に利息を支払う必要があり、財務体質の弱い当社にとって、本件資金需要のための資金調達の方法として適当とはいえない。

（2）公募増資等

公募増資は、一般的に株式発行までの準備期間が長く、また、当社は債務超過状態であるため一般的な投資魅力に乏しく、想定する資金額に到達しない可能性があり、かつ、できるだけ早期に資金調達することが当社の企業価値向上に資することからすれば、公募増資は本資金需要のための資金調達方法として適当とはいえない。

（3）本第三者割当

短期間のうちに必要な資金を確実に調達すべきであるところ、本第三者割当は、既に割当先が決まっており、その要請を満たす方法である。したがって、他の資金調達手段と比して、本第三者割当は、本件資金需要のための資金調達の方法として相当と認められる。

2 発行条件の相当性

(1) 本新株発行について

本新株式の1株あたりの発行価額は743円であり、その算定方法は、本第三者割当に係る取締役会決議日(以下、「本取締役会決議日」といいます。)の直前営業日である2024年5月8日の東証における当社株式の終値(以下、「終値」といいます。)816円に対しては、88.95%のディスカウント、当該直前取引日までの1ヶ月間の終値平均である1,126円から34.02%のディスカウント、当該直近取引日までの3ヶ月間の終値平均である1,148円から35.29%のディスカウント、当該直近取引日までの6ヶ月間の終値平均である1,124円から33.87%のディスカウントである。

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」では、第三者割当による株式の発行を行う場合の払込価額につき、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額)に0.9を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間(最長6か月)をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができる。」とすることが要請されているところ、本新株発行における発行価額は、上記指針の要請を満たしている。

したがって、本新株発行における発行価額は、「特に有利な金額」(会社法第199条第3項)に該当しないと認められ、適法かつ相当と認められる。

(2) 本新株予約権発行について

新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(住所:東京都千代田区永田町丁目11番28号、代表者:能勢 元)に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得したとことである。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権1個の払込金額を1万5180円と算定した。

算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であり、会社法第239条第2項第1号に規定される割当予定先にとって特に有利な条件に該当しないと認められる。

本新株予約権の行使価額は743円であり、その算定方法は、本第三者割当に係る本取締役会決議日の直前営業日である2024年5月8日の東証における当社株式の終値(以下、「終値」という。)816円に対しては、8.95%のディスカウント、

当該直前取引日までの1ヶ月間の終値平均である1,126円から34.02%のディスカウント、当該直近取引日までの3ヶ月間の終値平均である1,148円から35.29%のディスカウント、当該直近取引日までの6ヶ月間の終値平均である1,124円から33.87%のディスカウントであり、第239条第2項第1号に規定される割当予定先にとって特に有利な条件に該当しないと認められる。

したがって、本新株予約権発行価額、行使価額は適法かつ相当と認めた。

3 割当予定先選定の相当性

YourTurnは当社のファイナンシャルアドバイザーである合同会社reviveの代表取締役西尾氏から紹介を受けたものであり、不動産売買、仲介、コンサルティング業務、開発、投資業を行っているとのことである。

当社はYourTurnより、純投資の目的で、①総額25億円規模の出資を一社で賄うこと、②そのうち10億円を目処に新株式、残りを新株予約権としたいこと、③新株式および新株予約権の行使額については株価を基準として少額のディスカウントでよいこと、④新株予約権については当社より相当期間を付して行使依頼をし、行使がされない場合には新株予約権を当社が取得して良いこと、⑤新株予約権行使により保有する議決権が増加する結果として総議決権の3分の1を超過することがないように、保有株式を適宜売却することを約束すること、⑥投資資金から収益力、キャッシュ・フロー創出能力の高い事業のM&Aをすることで当社グループ全体の価値を向上させ、もって株価を高めること、等の提案を受けたとのことであり、これらの条件は当社の本資金需要をまかなうための有利な条件である。

また、YourTurnは現時点で本新株式発行にかかる払込みならびに本新株予約権の権利行使のために必要となる資金を有していることを確認済みであり、本新株予約権発行の払込資金及び本新株予約権の行使資金については現時点で保有していないものの、投資資金が不足した場合には必要額を関連会社であるYOURTURN INC. (1136 Union Mall #405 Honolulu HI96813 USA 代表者 鶴原智也)からの借入で賄う旨の契約を締結済みであること、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を市場で売却し、売却資金をもって、権利行使を繰り返す方針であることの説明を受け、資金調達の確実性があることを当社において確認しており、加えて反社会的勢力に該当するか否かの所用の調査の過程で特に問題のある情報は検出されていない。

したがって、当該割当予定先を選定したことは合理性が認められる。

4 希薄化規模の合理性

本第三者割当は、その実施により、当社株式の価値につき、64.50%の希薄化を生じさせる。これにより、一般的には、株主総会における議決権行使等の影響を及ぼすことになり、また、株価を下落させる要因になる可能性が否定できない。

しかし、当社は債務超過で資金繰りが逼迫し、事業継続に重大な懸念が生じてい

る状況であり、資金繰り、未払債務の支払、および今後の経営基盤と、収益性の改善を行うために必要不可欠な規模の資金調達を想定しているものであり、その程度の金額を調達するためにやむをえず大規模な希薄化を招く第三割を実施することも合理的判断の範囲内といえる。

また、YourTurn社は、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを当社は本件第三者割当にかかる総数引受契約にて確認しているとのことである。

以上のとおりであるから、本第三者割当により、当社の中長期的な企業価値の向上を具体的に期待することができるのに対して、本第三者割当による希薄化に伴う既存株主への悪影響の程度は限定的といえるから、希薄化の規模は合理的な範囲内のものと認められる。

以上

10.最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況その他

(1) 最近3年間の業績(連結)

(単位:百万円)

決算期	2021年6月期	2022年6月期	2023年6月期
売上高	1,757	3,367	4,484
営業利益又は営業損失(△)	△239	231	56
経常利益又は経常損失(△)	△208	229	42
親会社株主に帰属する当期純利益(△)	△49.62	187.08	△7
1株当たり当期純損失(△) (円)	△9.91	36.69	△1.53
1株当たり配当金(円)	-	-	-
1株当たり純資産(円)	63.60	101.24	99.69

(注) 当社は、2021年1月1日付で当社の連結子会社である株式会社カラス、株式会社噂、株式会社円卓、株式会社 Spark、株式会社 arca 及び株式会社 BIRDMAN を吸収合併したことにより連結子会社が存在しなくなったため、第9期及び第10期は連結財務諸表を作成しておりません。また、当社は、2023年6月期より単体決算から連結決算へ移行しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2023年12月31日現在)

種類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	5,119,300株	100%
現時点における 潜在株式数	11,300株	0.2%

最近の株価の状況

最近3年間の株価の状況（単位：円）

	2021年6月期	2022年6月期	2023年6月期
始値	2,172	1,503	2,298
高値	2,835	3,150	3,500
安値	1,461	1,043	1,052
終値	1,503	2,321	1,271

最近6ヶ月間の株価の状況（単位：円）

	2023年12月	2024年1月	2024年2月	2024年3月	2024年4月	2024年5月
始値	1,225	1,246	1,125	1,271	1,253	980
高値	1,623	1,277	1,445	1,398	1,337	1,159
安値	862	1,105	959	1,019	1,115	794
終値	1,260	1,137	1,331	1,274	1,143	816

発行決議日の前営業日における株価（単位：円）

	2024年5月8日現在
始値	824
高値	854
安値	794
終値	816

(3) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

II. 親会社以外の支配株主、その他の関係会社、及び主要株主の異動に関するお知らせ

1. 異動が生じる経緯

本第三者割当に伴い、以下のとおり当社の親会社以外の支配株主、その他の関係会社、及び主要株主の異動が生じる予定です。

2. 異動予定日

2024年5月27日（予定）

3. 異動する株主の概要

(1) 新たにその他の関係会社となる株主の概要

本第三者割当増資により、新たにその他の関係会社となることが見込まれる株式会社 YourTurn の概要につきましては上記「I. 第三者割当による新株式発行及び第7回新株予約権発行 6. 割当予定先の選定理由等」をご参照下さい。

(2) 親会社以外の支配株主に該当しなくなる株主の概要

以下の株主は、本第三者割当増資後、引き続き主要株主には該当するものの、親会社以外の支配株主に該当しないこととなります。

氏名	伊達 晃洋
住所	東京都板橋区
上場会社と当該株主の関係	2023年12月31日時点で当社の主要株主であり当社株主の議決権を21,898個（42.80%）を所有しております。また、当社の代表取締役であります。

(3) 主要株主に該当しなくなる株主の概要

氏名	有限会社 T
住所	東京都板橋区舟渡2丁目5-4
上場会社と当該株主の関係	2023年12月31日時点で当社の主要株主であり当社株主の議決権6,000個（11.73%）を所有しております。また、当社の代表取締役伊達の資産管理会社であります。

4. 当該株主の所有議決権数及び総株主の議決権数に対する割合

(1) 株式会社 YourTurn

	属性	議決権の数（議決権所有割合）		
		直接所有分	合算対象分	合計
異動前	—	—	—	—

異動後	その他の関係会社	14,000個 (21.49%)	—	14,000個 (21.49%)
-----	----------	---------------------	---	---------------------

- (注) 1. 異動前の議決権所有割合は、総株主の議決権の数である51,161個に対する所有議決権割合を記載しております。
2. 異動後の議決権所有割合は、異動前の総株主の議決権の数総株主の議決権の数である51,161個に、本第三者割当増資による新株式発行により増加する議決権の数14,000個を加算した議決権の数65,161個を基準に算出しております。
3. 総株主の議決権の数に対する割合は、小数点第三位を四捨五入して算出しております。

(2) 伊達晃洋

	属性	議決権の数（議決権所有割合）		
		直接所有分	合算対象分	合計
異動前 (2023年12月31日現在)	親会社以外の 支配株主	21,898個 (42.80%)	6,000個 (11.73%)	27,898個 (54.53%)
異動後	主要株主	21,898個 (33.61%)	6,000個 (9.21%)	27,898個 (42.82%)

- (注) 1. 異動前の議決権所有割合は、総株主の議決権の数である51,161個に対する所有議決権割合を記載しております。
2. 異動後の議決権所有割合は、異動前の総株主の議決権の数である51,161個に、本第三者割当増資による新株式発行により増加する議決権の数14,000個を加算した議決権の数65,161個を基準に算出しております。
3. 総株主の議決権の数に対する割合は、小数点第三位を四捨五入して算出しております。

(3) 有限会社 T

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合※	大株主順位
異動前 (2023年12月31日現在)	6,000 個 (600,000 株)	11.73%	第 2 位
異動後	6,000 個 (600,000 株)	9.21%	第 3 位

- (注) 1. 異動前の議決権所有割合は、総株主の議決権の数である51,161個に対する所有議決権割合を記載しております。
2. 異動後の議決権所有割合は、異動前の総株主の議決権の数である51,161個に、本第三者割当増資による新株式発行により増加する議決権の数14,000個を加算した議決権の

数65,161個を基準に算出しております。

3. 総株主の議決権の数に対する割合は、小数点第三位を四捨五入して算出しております。

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

株式会社 YourTurn は、今回「その他の関係会社」となったことにより、「開示対象となる非上場の親会社等」になりました。

6. 今度の見通し

本件異動が当社業績に与える影響はありません。

(別紙) 株式会社 Birdman 新株式発行要項

- | | |
|---------------------|--|
| 1. 募集株式の種類及び数普通株式 | 1,400,000 株 |
| 2. 募集株式の払込金額 1 株当たり | 743 円 |
| 3. 払込金額の総額 | 1,040,200,000 円 |
| 4. 申込期間 | 2024 年 5 月 27 日 |
| 5. 払込期日 | 2024 年 5 月 27 日 |
| 6. 増加する資本金及び資本準備金の額 | |
| 増加する資本金の額： | 520,100,000 円 |
| 増加する資本準備金の額： | 520,100,000 円 |
| 7. 募集の方法 | 第三者割当ての方法により、以下のとおり割当て、
各割当予定先と募集新株引き受け契約を締結する。 |

株式会社 YourTurn 1,400,000 株

- | | |
|---|------------------------------|
| 8. 払込取扱場所 | 株式会社 Birdman 東京都渋谷区松壽1丁目5番3番 |
| 9. その他 | |
| (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。 | |
| (2) 新株式の発行に関して必要な事項の決定については2024年5月9日（木曜日）開催の当社取締役会において決議している。 | |
| (3) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |
| (4) その他本新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。 | |

(別紙) 株式会社 Birdman 第7回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社 Birdman 第7回新株予約権 (以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金28,842,000 円
3. 申込期間 2024年5月27日
4. 割当日及び払込期日 2024年5月27日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、本新株予約権1,900個を以下のとおり割当て、各割当予定先と募集新株予約権引受契約を締結する。

株式会社 Birdman

1,900 個

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
- (2) 本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分 (以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。) する数は、1,000株 (以下、「対象株式数」という。) とする。

本新株予約権の目的である株式の総数は1,900,000株とする。

ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行うときは、次の算式により対象株式数を調整する。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、割当日以降に、当社が時価を下回る価額での新株式の発行若しくは自己株式の処分 (ただし、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除く)、合併、会社分割又は株式無償割当てを行う場合等、対象株式数を変更することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

これらの調整後対象株式数は、当該調整事由にかかる第10項による行使価額の調整に関し、同項に定める調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。

- (3) 上記(2)に基づき対象株式数の調整を行った場合において、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

7. 本新株予約権の総数 1,900個

8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金15,180 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、対象株式数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額 (以下、「行使価額」という。) は、743円とする。ただし、第10項の規定に従って調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割にかかる基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。

- (2) 当社は、本項第(1)号の場合のほか、本項第(3)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付される場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ②株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。
- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(5)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）又は本項第(5)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てがその発行時点の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割

当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④本号①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

- (4) 本項第(1)号から第(3)号までの規定にかかわらず、行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (5) ①行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(3)号④の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(1)号及び第(3)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (6) 本項第(1)号及び第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に

は、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2024年5月28日（本新株予約権の払込完了以降）から2026年5月27日までとする。ただし、第13項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部（1個未満での）行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

本新株予約権は、本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降、当社から割当された者に対し相当期間を付して新株予約権の行使を催告しても、割当された者が行使しなかった場合において、当社取締役会が取得する日（以下、「取得日」という。）を定めた場合、当社は、当該取得日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき15,180円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又はそのうちの一部を取得することができる。

14. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第19項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第19項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第20項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第21項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

19. 行使請求受付場所

株式会社 Birdman
東京都渋谷区松壽1丁目5番3番

20. 払込取扱場所

東京都渋谷区渋谷2丁目20-11
りそな銀行 渋谷支店

21. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合、当該組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画が、当社株主総会において承認された場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下、「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④ 新株予約権を行使することのできる期間

第11項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第11項に定める本新株予約権を行使することができる期間

の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第17項に準じて決定する。

⑥各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第9項に準じて決定する。

⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び条件

第12項ないし第13項に準じて決定する。

⑧新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

22. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 新株式の発行に関して必要な事項の決定については2024年5月9日（木曜日）開催の当社取締役会において決議している。
- (3) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (4) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上